

令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針について

〔 令和7年4月22日
閣 議 決 定 〕

国は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第4条第3項の規定に基づき、令和7年度における中小企業者に関する国等の契約の基本方針を別紙のとおり定める。

令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針

第1 中小企業者の受注の機会の増大の意義及び目標に関する事項**1 中小企業者の受注の機会の増大の意義**

我が国経済は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。こうした中で、我が国経済を持続的発展の軌道に乗せていくためには、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業・小規模事業者」という。）の受注機会の増大を図り、その事業活動の活性化を図ることが重要である。

現在、政府は、中小企業における賃上げ実現に向け、生産性向上、下請取引の適正化及び価格転嫁の促進に取り組んでいるところであり、物価上昇を上回る賃金上昇を定着させるためには、官公需の発注においても、率先垂範して、受注企業の労務費、原材料費等のコストの増加分が価格転嫁され、賃上げ原資の確保につながる必要があることである。

さらに、東日本大震災並びに令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震により被災した中小企業・小規模事業者への更なる配慮が必要である。

国等（官公需法第2条第3項に規定する国等をいう。以下同じ。）は、地方公共団体との連携も踏まえつつ、新規中小企業者（官公需法第2条第2項に規定する新規中小企業者をいう。以下同じ。）に対する措置も含め、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に向けた一層の取組に努めるものとする。

なお、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第3条第1項において「独立した中小企業者」を施策の対象とする旨を規定していることを踏まえ、大企業の支配下にあるいわゆる「みなし大企業」については、これを対象に含まないことに留意するものとする。

2 中小企業・小規模事業者向け契約目標

国等は、第2、第3及び第4に掲げる措置を講ずること等により、国等の契約のうち、官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約金額の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、国等全体として引き続き61%、金額が約5兆9,193億円になるよう目指すものとする。

このうち、新規中小企業者の契約比率についても、前年度までの実績を上回るよう努め、引き続き国等全体として3%以上を目指すものとし、取組を加速して着実な目標達成を図るものとする。その上で、経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）において、スタートアップが重点分野の一つとされていることから、スタートアップ育成の重要性に鑑み、近い将来における新規中小企業者の契約比率の目標値の更なる引上げを視野に入れつつ、スタートアップが含まれ得る新規中小企業者の受注機会の増大に取り組むものとする。

なお、国等は、中小企業・小規模事業者向け契約の実績金額について、各府省及び公庫等（官公需法第2条第3項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）別に、物件、工事及び役務別の情報を公表するとともに、新規中小企業者向け契約の各府省及び公庫等別の実績金額について公表するものとする。

また、中小企業庁は、令和6年度の国等の官公需総実績金額に占める中小企業・小規模事業者若しくは新規中小企業者向け契約の実績金額の比率が前年度と比較して大きく低下している又は令和7年度における国等の官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者若しくは新規中小企業者向け契約目標の比率を大きく下回る機関に対し、必要に応じ、改善に向けた取組について聴取を行うものとする。

3 各省各庁の長及び公庫等の長による契約の方針の作成及びその推進体制の整備

各省各庁の長及び公庫等の長は、官公需法第5条第1項の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（以下「国等の契約の基本方針」という。）に即して速やかに「中小企業者に関する契約の方針」を作成するとともに、同方針に定められた措置等を推進するための体制を整備するものとする。原則として、当該体制には各機関の全ての内部組織が参画することとし、特に会計・調達担当部局が主体的に関与することが必要である。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

国等は、中小企業基本法第3条に掲げる基本理念に則り、中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化を図るため、国等の契約の基本方針に基づき、以下のとおり中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講ずる。その運用に際しては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、国等は、中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注となるように工夫するとともに、調達する物件等（工事及び役務並びに物件をいう。以下同じ。）の受注を確保しようとする独立した中小企業・小規模事業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものとする。

また、国等としても、必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするという、調達における経済性の原則の重要性を踏まえつつ、契約の内容や状況等に応じた適正な予定価格の作成により物件等の発注を推進するものとする。

なお、国等の契約の締結に当たっては、予算の適正な使用に留意し、消費税及び地方消費税については、その適正な転嫁を確保するとともに、人件費、原材料費やエネルギーコストの上昇分について適正な転嫁を確保するものとする。あわせて、東日本大震災並びに令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震に係る措置をとる場合も含め、世界貿易機関政府調達協定、政府調達に関する我が国の各種行動計画、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）、犯罪対策閣僚会議決定（平成26年12月16日）等の犯罪や非行をした者を雇用している協力雇用主に関する事項及び女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）等との整合性を確保するものとする。

さらに、国は、民営化された独立行政法人等のうち、国及び地方公共団体がその株式の過半を保有している会社に対し、国等の契約の基本方針を参考として、可能な限り、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講ずるよう要請する。

1 官公需情報の提供の徹底

国等は、透明性の向上と公正な競争の確保に留意しつつ、官公需に関連する情報の提供促進のため、次の措置を講ずるものとする。

（1）個別発注情報の提供と説明

- ① 国等は、物件等であって、一般競争、企画競争又は公募による発注に関連する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報や発注計画に関する情報を、ホームページへの掲載等により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努めるものとする。
- ② 国等は、物件等の発注を行うに際しては、中小企業・小規模事業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項について、仕様書に明記することにより、十分な説明に努めるものとする。

（2）官公需情報ポータルサイトによる情報提供

中小企業庁は、国等及び地方公共団体がホームページで提供している発注情報を中小企業・

小規模事業者がより迅速かつ的確に入手できるよう、官公需情報ポータルサイトを適切に運用するものとする。

(3) 中小企業基盤整備機構による情報提供

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、官公需法第9条の規定に基づき、各省各庁の長及び公庫等の長の依頼に応じて、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るために必要な情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

(4) 官公需に関する相談体制の整備

- ① 国等は、契約担当官等（公庫等においてはこれに準ずる役職）を置いている部局ごとに官公需相談担当者を明確にし、「官公需相談窓口」を常設するとともに、当該窓口の所在情報を中小企業庁が取りまとめ、公表するものとする。
- ② 中小企業庁は、中小企業団体中央会が「官公需総合相談センター」を設置し、官公需に関する中小企業・小規模事業者からの相談に応じ適切な支援及び情報の提供等の充実を図る取組を支援するものとする。
- ③ 国等は、中小企業関係団体と連携して、特に小企業者を含む小規模事業者の経営課題に応じた官公需情報の提供を充実させ、加えて、「働き方改革」に対応するための中小企業・小規模事業者からの相談に応じ、適切な支援に努めるものとする。

2 中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とする工夫

(1) 総合評価落札方式の適切な活用

国等は、物件等の発注に当たっては、内容に応じて総合評価落札方式の適切な活用に努め、評価の際に価格以外の要素を適切に評価するとともに、その前提として品質・機能の水準等を明確にする発注仕様書の作成に努めるものとする。

また、国等は、総合評価落札方式の活用にあたっては、審査項目の設定方法等についての検討を行うものとする。

(2) 分離・分割発注の推進

- ① 国等は、物件等の発注に当たっては、調達を費用対効果において優れたものとする事等を十分検討（公正性についての検討を含む。以下同じ。）しつつ、価格面、数量面、工程面等からみて、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。
なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等を含んだ物件及び役務の発注に当たっては、同様に、調達を費用対効果において優れたものとする事等を検討しつつ、商品等を種類ごとに分離すること、契約期間を一定期間ごとに分割すること等、分離・分割発注を行うよう努めるものとする。
- ② 国等は、分離・分割発注に際し、分野に応じて、部内の人材育成又は外部人材の活用等により、発注能力の向上等体制整備に努めるものとする。
- ③ 公共工事においては、公共事業の効率的執行を通じたコスト削減を図る観点から適切な発注ロットの設定が要請されているところであり、国等は、かかる要請を前提として分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

(3) 適正な納期・工期、納入条件等の設定

- ① 国等は、物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、予算の繰越しや国庫債務負担行為の活用、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。あわせて、発注時期の平準化等の状況をモニターするなど、契約の実態把握に努めるものとする。

② 国等は、物件の発注に当たっては、納入場所、納入回数をはじめとする納入条件等について、明確なものとするよう努めるものとする。

③ 国等は、物件等の発注に当たっては、真にやむを得ないと認められる場合を除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接の銘柄指定等を行わないものとする。

なお、参考銘柄として固有の商品を例示する場合には、複数の商品を例示する等、実質的な銘柄指定とならないよう配慮するものとする。

④ 国等は、物資の流通の効率化に関する法律（平成１７年法律第８５号）第３３条に基づく貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関する基本的な方針（令和７年農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第１号。以下「物流効率化基本方針」という。）を踏まえ、自らが施設の管理者となる場合や物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等に係る発注を行う場合には、当該施設の利用や当該物品の配送を行うトラックドライバーの運送・荷役等の効率化等に資するよう、余裕を持った納品期限の提示、納入単位・回数の集約、混雑時間を回避した配送日時指定、貨物集配中の車両が駐車できるスペースの確保、再配達削減をはじめとする措置を率先して講ずるよう努めるものとする。

また、受注事業者との間で物品等の継続的な運送を伴う契約を締結する際には、運送事業の許可を得ずに違法に運送を行う事業者を排除するため、「荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準の解説書（令和７年３月２７日策定）」にのっとり、当該受注事業者に対して誓約書の提出を求める等の措置を講ずるよう努めるものとする。

（４）調達・契約手法の多様化における中小企業・小規模事業者への配慮

① 国等は、一括調達又は共同調達を行う場合には、調達を費用対効果において優れたものとすることに留意しつつ、適切な調達品目の分類化を行い、対象品目を選定するとともに、適切な配送エリアの設定を行うよう努めるものとする。

また、単価契約の際には、適正な予定数量を設定するよう努めるものとする。

② 国等は、既に実施されている総合評価落札方式、一括調達及び共同調達以外の新たな調達・契約手法の多様化を行う場合には、中小企業・小規模事業者の事業環境への悪影響が生じることのないよう適切な要件設定等を行うとともに、調達を費用対効果において優れたものとすることに留意しつつ、積極的に中小企業・小規模事業者の受注機会を確保するよう努めるものとする。

（５）知的財産権の取扱いの明記

国等は、物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取扱いについて書面をもって明確にするよう努めるものとする。

また、当該知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする。

その際、契約に当たって、調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成１６年法律第８１号）第２条第１項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、発注者は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させるコンテンツ版バイ・ドール契約の活用を促進するよう努めるものとする。

（６）同一資格等級区分内の者による競争の確保

① 国等は、一般競争及び指名競争並びに少額の随意契約による場合であってオープンカウンター方式により実施する契約の見積り合わせを行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保すること等により、官公需適格組合を含む中小企業・小規模事業者の受

注機会の増大を図るものとする。

- ② 国等は、一括調達又は共同調達による発注を行う場合には、競争参加者の資格の設定に際し、中小企業・小規模事業者の受注機会の確保に配慮するため、予定価格に対応する等級の者に加え、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用を図るものとする。
- ③ 国等は、資格等級に対応する契約の予定金額については、価格水準の変動等をも勘案しつつ、適時見直しを行う等一層の適正化を図るとともにこれを公表するものとする。

(7) 中小企業官公需特定品目等に係る受注の機会の増大

- ① 国等は、中小企業官公需特定品目（織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、家具、機械すき和紙、印刷、潤滑油、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製製品）の発注を行うに際し、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るものとする。
- ② 国等は、中小企業官公需特定品目及び中小工事等に係る発注に当たって、指名競争による場合及び少額の随意契約による場合には、官公需適格組合を含む中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(8) 調達手続の簡素・合理化

- ① 国等は、競争契約参加資格者の審査について、申請書類の統一化及び申請手続の簡素化等を一層推進するものとする。
- ② 国等は、引き続き調達手続における電子的手段の利用に努めるものとする。

(9) 国と地方公共団体が連携した情報共有・交換のための協議会

- ① 中小企業庁は、関係省庁（総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）と連携し、官公需確保対策地方推進協議会（以下「地方推進協議会」という。）（注）において、官公需の発注時期等の平準化に必要な取組の説明、意見交換を行い、発注の際に留意する事項を地方公共団体と共有するものとする。

（注）中小企業庁等の担当者が、国等の地方支分部局及び地方公共団体等の担当者に対し、国等の契約の基本方針の内容を説明するとともに、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るための方策等について意見交換を行う場。

- ② 国等は、「地域発注者協議会」（注）等において、公共工事等（公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）の施工時期等の平準化に必要な取組について、発注者間で情報交換や連絡・調整を行うとともに、地方公共団体等における公共工事等の発注時の共通の課題への対応や各種施策の共有を図るよう努めるものとする。

（注）発注者間の連携を図るため、地域ブロックごとに組織された協議会。

3 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮

(1) 小企業者を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮

- ① 国等は、小企業者を含む小規模事業者が顧客との信頼関係に基づき国内外の需要の開拓等を行い、地域経済や雇用の重要な担い手となっていることを踏まえ、一般競争において適切な地域要件の設定に努めるとともに、総合評価落札方式における地域への精通度等の評価を行う際、契約内容の履行の確保を行う観点から、迅速な対応の可否等を評価項目に加えることが必要である場合には、これを十分考慮するものとし、受注機会の増大を図るよう努めるものとする。
- ② 国等は、特に指名競争による場合及び少額の随意契約による場合であって、小企業者を含む小規模事業者を活用することが契約内容の履行を確保する観点から必要であるときには、受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(2) 技術力等のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大

- ① 国等は、技術力や創意工夫のある中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、政府調達（公共事業を除く。）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」に基づく入札参加機会の拡大措置の一層の活用に努めるとともに、技術力の正当な評価を踏まえ、技術力のある中小企業・小規模事業者に関する入札参加資格の弾力化を一層進めるものとする。また、総合評価落札方式における創意工夫による価値の適切な評価等に努めるものとする。
- ② 国等は、高度かつ独自の新技術を有するスタートアップには中小企業・小規模事業者が含まれ得ることを踏まえ、受注機会の増大を図るため、スタートアップからの公共調達促進に関する関係府省庁等会議において関係府省庁等で申し合わせた「高度かつ独自の新技術を有するスタートアップ等との随意契約（スタートアップ技術提案評価方式）」の一層の活用に努めるものとする。

(3) 地域の中小企業・小規模事業者等の積極活用

国等は、地方支分部局等において消費される物件等については、極力地方支分部局等における調達を促進することにより、地域の中小企業・小規模事業者等の受注機会の増大を図るものとする。

(4) 中小企業・小規模事業者の適切な評価

- ① 国等は、地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、適切な地域要件の設定、地域への精通度等、地域企業の適切な評価等に努めるものとし、さらに、地方公共団体におけるこれらの取組を促進するものとする。
- ② 国等は、工事等以外の物件及び役務の発注に当たっても、地域への精通度等が契約の円滑かつ効率的な実施の重要な要素となる場合には、これを十分考慮するものとし、一般競争においては適切な地域要件の設定や総合評価落札方式における地域精通度等、地域の中小企業・小規模事業者の適切な評価等と積極的な活用に努めるものとする。
- ③ 国等は、業務継続のため必要な物件及び役務の発注に当たって、協定等を通じて災害時における継続的な供給体制を構築しようとする場合には、必要に応じ、官公需適格組合を含む地域の中小企業・小規模事業者の適切な評価等とその積極的な活用に努めるものとする。

(5) 中小建設業者に対する配慮

- ① 国等は、中小建設業者を取り巻く現下の諸情勢に鑑み、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの休日確保の推進等の要請等に留意しつつ、必要な工期を確保するため、国庫債務負担行為の活用や中小工事の早期の発注等により、施工時期の平準化を図る等により、中小建設業者に対し特段の配慮を払い、その受注機会の増大に努めるものとする。あわせて、関係省庁は、休日の付与、発注時期の平準化、工期の変更等の状況をモニターするなど、契約の実態把握に努めるものとする。
また、契約後に受注者から「働き方改革」に関する相談があった場合には、上記1（4）に掲げる官公需に関する相談体制を活用するよう努めるものとする。
- ② 国等は、一般競争や指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保するものとするが、優良な工事成績を上げた中小建設業者に対しては、施工能力等を勘案し、上位の等級に属する工事に係る競争に参加できるようにする等、積極的に受注機会の確保に努めるものとする。
- ③ 国等は、特に、公共工事に関する発注に当たっては、共同による請負の適切な活用の一層の推進等により、中小建設業者に対する受注機会の増大に努めるものとする。
- ④ 国等は、地域における公共工事の担い手が確保されるよう、地域の実情を踏まえ、競争入札に必要な資格、公共工事等の規模等を適切に定めるものとする。

- ⑤ 国等は、災害からの迅速な復旧復興に資するよう、必要に応じて、災害からの迅速な復旧復興に資する事業のために必要な能力を有する民間事業者と地域の民間事業者との連携及び協力のために必要な措置を講ずることとする。
- ⑥ 国等は、その発注に係る公共工事等に必要な技術、設備又は体制等からみて、その地域において受注者となろうとする者が極めて限られており、地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれる公共工事等の契約について、当該技術等及び受注が可能な者が存在することを明示した上で公募を行い、競争が存在しないことを確認したときは、随意契約によることができることを留意する。
- ⑦ 国等は、地方公共団体と連携して、発注関係事務の運用に関する指針及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針などを踏まえ、地方公共団体の取組の「見える化」をはじめとした方策を通じて、公共工事等の実施に必要な工期・履行期間の確保及び地域における公共工事等の施工時期等の平準化を図る。これにより、中小建設業者の受注機会の増大に努めるものとする。
- ⑧ 国等は、公共工事の発注関係事務の適切な実施に必要な知識又は技術を有する職員を育成することを支援するため、講習会の開催、自らが実施する研修への発注者の職員の受入れ、民間団体による研修の活用等の促進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(6) 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮

国等は、自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進していくことの重要性に鑑み、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第56条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第58条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図り、当該者の受注機会の増大に努めるものとする。

(7) 中小石油販売業者に対する配慮

国等は、国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している石油組合について、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、燃料調達を行う際には、②及び④に留意するとともに、例えば①及び③のような取組により、当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者に係る受注機会の増大に努めるものとする。

- ① 一般競争により調達する場合には、災害時の燃料供給協定を締結していること、国等又は地方公共団体の管内に燃料供給拠点を有すること等、適切な地域要件の設定を行うこと。
- ② 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められ、当該石油組合との契約が管内の燃料供給拠点の維持に必要な場合には、調達を費用対効果において優れたものとするなど十分に検討しつつ、当該石油組合との随意契約を行うことができること。
- ③ 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合には、極力上記2（2）①に掲げる分離・分割発注を行うこと。
- ④ 燃料油価格激変緩和事業の制度変更により燃料油価格が上昇することを理由として、契約金額の変更について申出があった場合には、迅速かつ適切に協議を行うこと。また、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮すること。

(8) 外注における地域の中小企業・小規模事業者の活用、適正な人件費確保等の周知

国等は、役務及び工事等において外注（下請や二次下請等を含む。）が必要な元請事業者に対し、地域の中小企業・小規模事業者の活用を考慮すること、外注先の適正な人件費を確保する

こと、外注先との間であらかじめ書面により作業内容、人件費単価、期間等の明確化を図ることについて、入札説明の際に周知を行うよう努めるものとする。

(9) 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

- ① 国等は、特に人件費比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払（毎月払い等）を行うよう配慮することに努めるものとする。
- ② 国等は、中小企業・小規模事業者との官公需契約における支払いまでの資金繰りに配慮し、国等に対する債権の譲渡が必要と認められる場合は適切に対応するものとする。特に、発注者から債権の譲渡制限の意思表示がなされた場合であっても、受注者による譲渡の効力は妨げられないことと改正された民法（明治29年法律第89号）第466条第2項の趣旨を踏まえ、国等は、中小企業・小規模事業者による資金調達の円滑化を図るため、国等の承諾を得なかったとしても債権の譲渡は有効であることについて、ホームページへの掲載等により中小企業・小規模事業者の情報提供するなど、資金繰りへの配慮に努めるものとする。

4 ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

国等は、官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引き上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、ダンピング対策の充実、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保等、適正価格での契約や価格と品質が総合的に優れた調達の推進を図るため、適切な対策を講ずるものとする。

(1) ダンピング防止推進の周知

国等は、ダンピングの防止について、ホームページへの掲載、入札説明の際に周知を行うよう努めるものとする。

また、国等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条の規定を踏まえて、公共工事の入札の際に、入札金額の内訳書の提出を適切に求めていくものとする。

(2) 適切な予定価格の作成

- ① 国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、需給の状況、原材料費及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ、最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、各都道府県における最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）についても反映した額）等の最新の实勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。特に、同様の事業でほとんど同じ予定価格を長年見直すことなく実施している事業がある場合は、多角的な市場調査を行い、最新の实勢価格等を踏まえた積算を行うこととする。また、複数年度にわたる契約については、入札の際に作成する予定価格に期中の価格変動を適切に見込む必要があることに留意する。

なお、ビルメンテナンス業務に係る発注に当たっては、厚生労働省において策定した「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」において、最新の「建築保全業務労務単価（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」を用いることとされていることに留意するとともに、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の实勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めるものとする。

また、物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等に係る発注に当たっては、物流効率化基本方針を踏まえ、国等と契約を締結した事業者から当該物品の運送を委託されたトラック事業者等がその雇用するトラックドライバーの賃上げ原資となる適正な運賃を収受できるよう、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）附則第1条の3第1項の規定に基づく「標

準的な運賃」を活用するとともに、燃料サーチャージ、有料道路使用料、附帯作業料等の追加で生じるコスト、繁忙期における運送、特殊な運送方法等に起因して追加で生じるコストについても十分に考慮するように努めるものとする。

- ② 国等は、公庫等及び地方公共団体における工事等の発注に際し、いわゆる歩切りや予定価格等の事前公表の取りやめ等が促進されるよう努めるものとする。

(3) 低入札価格調査制度の適切な活用等

- ① 国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度を適切に活用するものとする。低入札価格調査制度の対象契約の全部又は一部を未導入の国等の組織にあっては、早急に制度導入について検討を行うこととする。
- ② 国等は、特に人件費比率の高い役務契約については、適正な履行確保の観点から、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、人件費が明記された入札価格内訳書の徴収を徹底し、最低賃金額を下回る人件費でないことに留意するとともに、落札の決定があった旨の公表の徹底を行うものとする。
また、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）及び労働関連法等の所管行政庁は、その執行を図る上で、必要に応じ、低入札価格調査制度に基づく調査情報も活用するものとする。
- ③ 国は、地方公共団体における役務及び工事等の発注に際し、低入札価格調査制度、最低制限価格制度等の導入とその適切な活用が促進されるよう努めるものとする。
- ④ 低入札価格調査を行うに際しては、入札価格の内訳書における人件費、原材料費、エネルギーコスト等について、実勢価格に沿った単価になっているかを確認する。また、業務に必要な工数が適切に計上されているかを確認するものとする。

(4) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

- ① 国等は、契約前において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し、上記（2）に掲げる適切な予定価格を作成するとともに、入札金額における人件費について、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。また、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に入れることなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。
- ② 国等は、契約後において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対し確認し、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

(5) 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

- ① 国等は、公共工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。
特に、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇時における請負代金額の変更の確実な実施のため、あらかじめ、当該変更についての条項を契約に適切に設定するとともに、当

該条項の運用基準を策定しておくものとする。

さらに、発注者である国等は、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰等の事象が発生した場合において、受注者から請負契約の内容の変更について協議の申出があった際には誠実に応じなければならない。なお、この場合における誠実な協議については、例えば、予算の不足や過去の変更契約実績がないことを理由に協議に応じないことがないように留意する。

- ② 国等は、物件及び役務の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。

また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。

- ③ 上記①、②の対応に当たっては、経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）において、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進することとされていることや、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日策定。以下「労務費の指針」という。）の趣旨を最大限に考慮するものとする。

また、価格交渉促進月間のフォローアップ調査において、国等が調査対象であると明示されたことを踏まえて、受注者から発注者として価格転嫁の状況を評価される立場であることを留意し、公共工事においては、コスト増加分の転嫁を行う条項を契約に適切に設定し、複数年度にわたる物件及び役務の契約においては、「労務費の指針」を参考にして発注者として行動し国等から少なくとも年に1回以上の協議を行うように努めることとする。さらに、価格交渉の際には、直接の契約先だけでなく、再委託先を含めて適切に請負代金を設定するよう配慮することとする。

（6）消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する適切な対応

国等は、競争入札において、適格請求書発行事業者でないことのみをもって、競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは適当ではないことに留意するものとする。

5 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するため、国等は、特に以下の措置を講ずるものとする。

（1）官公需相談窓口における相談対応

国等は、官公需相談窓口において、被災地域の中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応し、その受注機会の増大に努めるものとする。

（2）適正な納期・工期の設定及び代金の迅速な支払

国等は、被災地域における物件等の発注に当たっては、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するとともに、代金の支払については、発注にかかる工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに行うよう努めるものとする。

（3）地域中小企業の適切な評価

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、緊急性、迅速性が損なわれないよう配慮しつつ、地域の建設業者等を活用することにより円滑かつ効率

的な施工が期待できる役務及び工事等において適切な地域要件の設定、地域への精通度等、地域企業の適切な評価等に努めるものとする。

(4) 適切な予定価格の作成

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、当該地域における需給の状況等を踏まえ、上記４（２）に掲げる適切な予定価格を作成するものとする。

(5) 科学的・客観的根拠に基づく適切な契約

国等は、物件の発注に当たっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、単に周辺地域で生産されている等の理由による不当な取引の制限、返品等を行うことがないよう、科学的・客観的根拠に基づき適切な契約に努めるものとする。

(6) 官公需を通じた被災地域への支援

国等は、被災地域の復興を支援するため、国等が直接運営する食堂等における食材、表彰等の行事における記念品等、地域性の高い物品を調達する場合には、被災地域の物品を積極的に調達し利用するよう努めるものとする。また、食堂運営や表彰等の行事が委託事業の場合は、受託者に対し被災地域の物品を積極的に調達し利用するよう奨励に努めるものとする。

さらに、国等の施設内で食堂を運営する事業者に対しても、被災地域の物品を積極的に調達し利用するよう奨励に努めるものとする。

6 令和２年７月豪雨及び令和６年能登半島地震の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

令和２年７月豪雨及び令和６年能登半島地震の被災地域の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するため、国等は、特に上記５に掲げる（１）から（４）までと同様の措置を講ずるものとする。

7 地方公共団体への協力依頼

(1) 国等の契約の基本方針の要請等

国は、全ての地方公共団体に対して、国等の契約の基本方針に準じて、地域の実情に応じて必要な場合には、中小企業者に関する契約の方針等を策定すること等により、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう要請するものとする。

(2) 国等の契約の基本方針に準じて講じられた措置の実施状況の公表

中小企業庁は、地方公共団体による国等の契約の基本方針に準じて講じられた措置の実施状況について取りまとめ、その情報を公表するものとする。

また、地方公共団体の官公需施策の推進に資するため、地方公共団体による官公需施策の事例等を収集して取りまとめ、これらの情報を公表するものとする。

(3) 連携推進体制の活用

中小企業庁は、地方推進協議会を活用して、国等の契約の基本方針に盛り込んだ中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための取組が一層効果的なものになるよう、情報提供に努めるものとする。

また、地方公共団体が地域の強み・特色を活かして、地域内の中小企業・小規模事業者の官公需受注機会の更なる増大を図るための方策についての検討を行うものとする。

第３ 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項

1 新規中小企業者の活用に関する基本的な事項

国等は、新規中小企業者の受注機会の増大を図るために、次の措置を強力に推進するものとする。

なお、公共工事については、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が工事等の受注者の技術的能力等に負うところが大きいこと等の特性に鑑み、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、工事等の経験、施工状況等の評価、技術者の経験その他技術的能力を考慮し、工事の品質の確保に留意するとともに、入札及び契約の透明性、競争の公正性の確保等に配慮し、受注者を選定することで確保されることに留意するものとする。

(1) 新規中小企業者への配慮

- ① 国等は、役務及び工事等における一般競争入札の際には、契約の履行の確保に支障がない限り、過去の実績を過度に求めないように配慮するものとする。

また、競争参加者の資格の設定に際し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、参加者の増加による競争性の向上が必要なときには、新規中小企業者の受注機会の増大を図る観点から、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

- ② 国等は、少額の随意契約による場合には、契約の内容、地域特性等を踏まえ、契約履行の支障の有無に留意しつつ、新規中小企業者を見積先に含めるよう努め、見積先が固定化しないよう、小企業者を含む小規模事業者や国等との調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

また、オープンカウンター方式により物件等の契約の見積り合わせを実施する場合には、公示及び見積書の提出に際しては、電子調達システム、ホームページ等を通じて行うとともに、電子メール等を活用するなど電子的手段の利用に努めるものとする。

- ③ 国等は、新規中小企業者が提供する新商品等について、公募により当該新商品等と同様の性質を有する商品等を供給できる者が他にいないことが明らかになった場合であって、引き続き、供給できる者が他にいないことが明らかとなるときは、公募の手続を省略することができることに留意するものとする。

- ④ 国等は、指名競争による場合及び少額の随意契約による場合には、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号に基づく都道府県知事の認定に係る商品又は役務（「いわゆるトライアル発注認定商品等」という。）その他関係法令等で認定された商品又は役務のうち、新規中小企業者が取り組むものについて、受注機会の増大を図るものとする。

- ⑤ 国等は、新規事業者の入札機会を拡大するために、物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格のあり方につき、引き続き検討を行うものとする。

- ⑥ 国等は、新規中小企業者の受注能力の向上に資するために、新規中小企業者の相談に対し、上記第2に掲げる国等が設置する「官公需相談窓口」及び中小企業団体中央会が設置する「官公需総合相談センター」において、適切に対応するものとする。

(2) 新規中小企業者の受注機会増大に向けた契約実績の把握

中小企業庁は、新規中小企業者の受注機会を増大させるため、官公需総実績額に占める新規中小企業者向け契約実績額の比率に応じて、国等から通知を受けた以下の内容について取りまとめ、公表するものとする。

- ① 国等は、官公需総実績額に占める契約比率が3%以上の場合、その具体的な事例を中小企業庁に通知するものとする。

なお、通知できる事例がない場合は、その理由を通知するものとする。

- ② 国等は、官公需総実績額に占める契約比率が3%未満の場合、中小企業庁が公表を行っ

た①の事例を参考に改善策を検討し、その結果を中小企業庁に通知するものとする。

(3) 地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮

- ① 国等は、地方公共団体と連携して、地域の新規中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。
- ② 中小企業庁は、地方推進協議会を活用して、地域の新規中小企業者の受注事例の把握に努め、その情報を提供するものとする。
また、地方公共団体の長により認定された商品又は役務の受注機会の増大を図るため、地方推進協議会を活用して、こうした商品等を周知する機会等を提供するものとする。

2 組合の活用に関する基本的な事項

(1) 事業協同組合等、官公需適格組合の受注の機会の増大

- ① 国等は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて設立された事業協同組合等、及び同事業協同組合等の中から共同受注体制が整っていること等の要件を満たす組合で中小企業庁が証明した官公需適格組合の受注機会の増大に努めるものとする。
なお、WTO政府調達協定上、国が協同組合又は連合会と締結する契約には、同協定が適用されないこととなっており、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第11条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条18号においても事業協同組合等との契約は随意契約を締結できるとされていることから、これらの随意契約を締結する可能性を排除しないように留意することとする。なお、独立行政法人等についても同様に本協定の適用除外とされている（協定附属書I表付表3に関する注釈1）。
- ② 中小企業庁は、中小企業団体中央会が、事業協同組合等の共同受注体制を整備し、官公需適格組合設立を促進するため、共同受注のモデルとなる規約を整備し、普及促進を行う取組を支援するものとする。

(2) 官公需適格組合の活用

- ① 国等は、官公需適格組合の競争契約参加資格審査に当たっては、総合点の算定方法に関する特例の一層の活用にも努めるとともに、中小企業庁は、地方推進協議会の場合等を活用して特例の措置が講じられていない地方公共団体に対して、所要の措置が講じられるよう要請するものとする。
- ② 国等は、官公需適格組合制度について、官公需適格組合の発注機関別受注実績を公表するほか、各府省等は、中小企業庁と協力しつつ、発注機関に対し、当該制度の一層の周知徹底に努めるものとする。また、国は、地方公共団体に対する当該制度の一層の周知に努めるものとする。
- ③ 中小企業庁は、全国中小企業団体中央会が、新規中小企業者の受注力の向上を図るために行う、官公需適格組合への加入や新規組合の設立を促進するための説明会の開催等の取組を支援するものとする。

第4 第1から第3までに掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

(1) 国等の契約の基本方針の普及及び徹底等

国等は、国等の契約の基本方針について、一層の普及及び徹底を図るものとする。また、国等の地方支分部局等は、地方推進協議会への参加等により得た中小企業・小規模事業者の声を踏まえ、地方の実情に即して、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(2) 国等の契約の基本方針の措置状況の通知及び情報の公表

各府省等は、上記第2及び第3の諸項目に関する措置状況を中小企業庁あて通知する等、中小企業庁と密接な連絡を取るとともに、当該諸項目の進行について地方支分部局等を指導する等適切な管理を行い、その実施について遺憾のないよう努めるものとする。中小企業庁は、各府省等から通知された措置状況について取りまとめ、その情報を公表するものとする。

(3) 国等の契約の基本方針の共有

国等及び国等の地方支分部局等は、国等の契約の基本方針に記載された事項の確実な実施を図るため、組織内の契約担当者をはじめとする関係の職員に対し、定期的に周知を行うなどして確実に認識を共有できるよう努めることとする。